

救急救命東京研修所植栽管理業務委託仕様書

本仕様書は、救急救命東京研修所（以下「研修所」という。）における植栽管理業務委託の内容について定める。

1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 履行場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地及び6番地
一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

3 業務委託内容

- (1) 樹木管理、施肥
- (2) 地被類管理
- (3) 中庭管理（池含む）
- (4) 雑草等薬品処理
- (5) 清掃等（施設外周含む）（毎週火曜日、2人常駐）
- (6) 緑地巡回調査
- (7) 花壇の管理（花の植替え含む）

4 管理頻度

別紙「緑地年間管理工程表」による。

5 管理業務時間

管理業務は、8時30分から17時00分まで行うものとし、休憩時間1時間30分（昼食時間を含む）を除き、実働1日7時間以内とする。
ただし、夏期等の管理業務時間については、作業効率等を勘案し、研修所担当者
と協議のうえ、変更できるものとする。

6 管理業務計画

毎月、月末に月間管理計画予定を研修所担当者に提出し、樹木の成長等に伴う管理業務内容の変更について協議のうえ、適正な業務を行うものとする。

7 作業内容

作業内容は、別紙「緑地年間管理工程表」による。
作業内容については、管理業務の対象となる樹木の成長状況等により、事前に研修所
担当者
と協議のうえ、変更できるものとする。

8 作業責任者

作業員の中から作業に係る現場責任者を代理人として定め、その氏名を研修所
担当者
に書面をもって届け出なければならない。

9 作業内容の記録等

代理人は、管理業務実施日に係る管理業務の内容を管理記録簿及び写真で記録し、週単位で研修所担当者に提出して検印を受けるものとする。

10 管理業務費の支払等

管理業務を行った場合は、翌月初に月毎の請求書を提出するものとする。

11 消耗品等の提供

作業員の控え室は、無償で貸与するものとする。

12 作業方法

(1) 樹木管理、施肥

ア 樹木管理（剪定作業・基本）

高木及び中木は、樹形を保つために剪定ハサミによる枝抜きと枝つめを行う。

剪定作業に際しては、剪定後の腐朽防止のため、フラッシュカットにしないよう注意するとともに、作業時に地被類等の下草を傷つけないようにすること。

また、花木に関しては、開花を妨げるような時期の剪定は極力行わないよう、適期の作業を心がけること。

イ 刈り込み作業

中木の生垣の刈り込みは、全体の高さを見ながら作業を行い、仕上がりが凸凹にならないよう注意すること。

低木や地被植物の刈り込みは、作業時に樹木を痛めないように留意し、仕上がりが滑らかになるよう丁寧に作業すること。

ウ 施肥

敷地内樹木の生育・保全のため、各樹木に応じて適正に施肥すること。

(2) 地被類管理（植え込み地草取り）

植え込み内の草取りは、カマを使用し、可能な限り雑草の根まで除去するよう丁寧にを行うこと。

また、作業時に植え込み植物を傷つけないよう注意すること。

(3) 中庭管理

中庭の樹木及び地被類の管理並びに池面清掃作業時は、屋内通路等に発生材や泥などを落とさず、道具等の持ち運び時に壁やガラスなどを傷つけないよう注意して移動すること。

(4) 雑草等薬品処理（殺虫剤及び除草剤の散布）

ア 樹木への殺虫剤散布

作業中に害虫の発生を発見した時は、研修所担当者へ、害虫の発生場所、被害状況及び殺虫剤散布日時を報告して承諾を得た後、以下により害虫の駆除作業を実施すること。

殺虫剤の散布は、通行人など第三者に薬液による被害を与えないよう十分な安全対策を図るとともに、使用する薬剤は、研修所周辺の人を含めた動植物に対する影響を最小限にするため、安全性の高い「サニーフィールド乳剤」を使用するものとする。

なお、作業日に強風や降雨が予想される場合は、研修所担当者と作業日の順延について協議すること。

使用薬剤	使用量
サニーフィールド乳剤	1,000倍液

イ 除草剤散布

除草剤の散布については、予め研修所担当者と協議して散布予定日を定めるとともに、芝生の生育状況、雑草の発生状況及び種類などを確認し、研修所担当者に薬害が発生しない使用量を報告して、承諾を得るものとする。

除草剤の散布は、通行人など第三者に薬液による被害を与えないよう十分な安全対策を図るとともに、使用する薬剤は、研修所周辺の人を含めた動植物に対する影響を最小限にするため、安全性の高い下記の薬剤を使用すること。

なお、作業日に強風や降雨が予想される場合は、研修所担当者と作業日の順延について協議すること。

広葉選択性除草剤	ブラスコンM液剤
一年生イネ科雑草除草剤	アージラン液剤
発芽抑制剤	グラトップDF

ウ その他

上記ア、イの薬剤よりも周辺環境に対する影響等が更に少なく、効果が同等以上である薬剤の使用を希望する場合は、研修所担当者の承諾を得るものとする。

また、薬剤（殺虫剤、除草剤）を散布する者は、農薬に関する専門知識を有する「緑の安全管理士」又は「農薬管理指導士」が行うこととする。

(5) 清掃等（敷地外周を含む）（毎週火曜日、常駐）

研修所の通路及び敷地外周の落ち葉やゴミなどを、定期的にブロワー、クマデ、ホウキにより清掃する。

なお、通路の清掃は、原則として、人の往来が少ない朝の時間帯に行うものとする。

(6) 緑地巡回調査

現場代理人は、1週間毎に巡回を実施し、樹木や緑地施設に異常があった場合は、直ちに研修所担当者に報告し、指示を仰ぐものとする。

また、緑地の状況調査を年12回実施することとし、各季節ごとに年4回樹木医による巡回調査を実施するものとする。

樹木や地被類などに異常・異変が生じた場合は、直ちに研修所担当者に報告し、指示を仰ぐものとする。

なお、調査結果は、「調査報告書」を作成して、毎月研修所担当者に提出すること。

(7) 花壇の管理

研修所正面玄関脇の花壇に、季節の花の植え替えを年3回実施するとともに、必要に応じて雑草の除去等の手入れを行うこと。